

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第35回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催
について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年5月22日、第35回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、「確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策」等について議論が実施されました。

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40296.html

1、確定給付企業年金の資産運用力向上のための施策について

（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

- 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の改訂について

DBの資産運用力向上のための施策として、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」(DBの資産運用ガイドライン)について、以下のように改訂してはどうか。

【改訂の内容（案）】

これまで行われてきた、金融サービスの提供に関する法律（金サ法）の改正、スチュワードシップ活動の実質化、資産運用立国に関する議論等を踏まえて、DBの資産運用ガイドラインにおいて以下の改訂を行い、DBが資産運用力向上のために取り組むことが望ましい方向性について示す。

《金サ法における「誠実公正義務」の位置づけ》

新たな事項が義務づけられたものではなく、現行の忠実義務等の規定による対応を定着・底上げするものである旨を明確化するため、一般的な義務に注を追記

《スチュワードシップ活動に係る協働モニタリング》

運用受託機関によるスチュワードシップ活動について、協働モニタリングの取組に参画することが考えられる旨を記載

《運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直し》

総幹事会社を含む運用受託機関の定期的な評価・必要に応じた見直しを行うことが望ましいことを記載

《人材育成等の推進》

適切な資質を持った人材（一定年数の実務経験を有する人材、関連する資格や研修受講歴を有している人材等）の計画的な登用・配置が望ましいことや、専門性の向上に努めることを記載

《加入者のための見える化（任意の情報開示）》

加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項等を HP 公表（情報開示）することが考えられる旨を記載

※資料 1 の他、参考資料 1 「アセットオーナー・プリンシプルのアウトライン」の内容も事務局より紹介。

《参考》メルマガ 2024 年 4 月 30 日

「第 3 回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」の開催について

https://www.sa.nissav.co.jp/media/info2024/magazine/n408_nenkin_magazine_20240430_1.pdf

2、DC エクセレントカンパニー受賞企業に見る制度運営の好事例 (厚生労働省 HP 掲載 資料 2)

大江委員提出資料（資料 2）を用いて、大江委員より DC 制度運営の好事例を紹介。

3、委員からの意見（一部抜粋）

《DBの資産運用力向上のための施策について》

- ・資料1、16ページに記載された、DBの資産運用ガイドラインの改訂案の方向性については賛成。
- ・資料1、16ページ記載のガイドライン改訂項目「人材育成等の推進」について。既に適切な資質を持った人材がいることが前提となっているような書き方になっているが、初めて年金担当になった方を、研修等を通じて適切な資質をもった人材に育成していくという視点も重要。もちろんそのようなことを排除している趣旨ではないと思うが、誤解の無いような書き方にしてほしい。研修や実務担当者の意見交換ができる場も重要。その点で、企業年金連合会の取組み（資料1、18ページ記載）は非常に大事。
- ・ガイドラインにおいて、望ましい活動の具体例を積極的に提示してほしい。研修体制の整備等が重要なので、あわせて推進をお願いしたい。
- ・企業年金のガバナンス強化を求める際は、小規模な企業年金にも取組みやすいようにすることが重要。場合によっては企業年金をやめてしまう可能性もある点も留意が必要。
- ・アセットオーナー・プリンシプルのアウトラインの補充原則として挙げられているものの中には、DBの実態とは乖離していると思われる項目もある。それをDBの資産運用ガイドラインで解釈や対応方法を示す、というのであれば良いアプローチだと思う。
- ・制度を運営している金融事業者に対してのお願い。アセットオーナー・プリンシプルのアウトラインの原則3に関わることだが、情報の非対称性がある世界なので、自らが受け取っている報酬額が企業年金に提供している価値と照らして正当化できる金額なのか、定期的に評価してほしい。
- ・金サ法や、アセットオーナー・プリンシプルのアウトラインについて。金サ法における誠実公正義務について、既にDB法には忠実義務規定が存在するので実質的な変化はない、と捉えられているが、まったく同じかという点、そうではないと思う。今後、金サ法や、アセットオーナー・プリンシプルにおいては、企業年金の内輪の理屈が通じない外部の目にもさらされることになると思っている。労働者にだけでなく、外部にも説明できるレベルまで求められていると思う。今までよりもレベルアップが求められている点もあることについては、認識していく必要がある。

「DBの資産運用力向上のための施策」について、議論の後、部会長、事務局より、それぞれ以下のとおりの発言がありました。

《部会長》

- ・DBの資産運用ガイドラインの改訂については概ねご理解をいただいたと理解している。
- ・事務局において、本日出たご意見等を踏まえて詳細を検討いただきたい。

《事務局》

- ・アセットオーナーに関する議論も並行して行われているが、そちらの進捗も踏まえ、本年秋ごろの改訂を目指している。頂戴した本日のご意見も踏まえて案を固めて、パブリックコメント等の手続きを経て、DBの資産運用ガイドライン改訂の手続きを進めていきたいと考えている。

部会の最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202405-170-0072-D